六　こども家庭庁長官の所掌に係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める権限又は事務を委任する件　一　特27　二二

七　内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者　一　特27　二二

八　内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準　一　特27　二二

九　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間　こども家庭科学研究費補助金等取扱規程を定める件　一　特27　二三

一〇　国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程の一部を改正する件　一　特27　三三

一一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　〃　二八　特36　五

五　〇デジタル庁、総務省　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二四　特34　一

一〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二四　特34　二

一一　平成十五年総務省告示第七百六号（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準）の一部を改正する件　二六　89　四

一二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二八　特36　六

一三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める告示　二八　特36　七

一六九　〇総務省　オブジェクト識別子構成要素値を指定した件　一　特27　三七

一七〇　地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める告示　三　71　一

一七一　令和五年度地方債同意等基準を公表する件　三　71　七

一七二　令和五年度地方債計画を公表する件　三　71　一四

一七三　令和五年度地方債充当率を公表する件　三　71　一五

一七四　市の境界変更の件　一三　一

一七五　電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件　一四　80　一六五

一七六　電波法施行規則第四十三条の三第一項の規定に基づく基幹放送局の事業計画の変更の届出に関する事項を定める件を廃止する件　一四　80　一六五

一七七　第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を変更する件　一四　80　一六五

一七八　第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を変更する件　一四　80　一六五

一七九　第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を変更する件　一四　80　一六六

一八〇　二・三GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を変更する件　一四　80　一六七

一八一　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一四　80　一六七

一八二　電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件　一八　二　二〇

一八三　電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件　二七　二

一八四　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　二七　90　七

九〇　〇総務省、農林水産省、環境省、文部科学省、国土交通省　棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件　七　75　九

九一　〇中央選挙管理会　令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　六　一

九二　令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　七　五

八六　〇法務省　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三　一

八七　日本国に帰化を許可する件　三　一

八八　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　三　二

八九　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　三　二

九〇　〃　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三　五

九一　日本国に帰化を許可する件　一〇　二

九二　〃　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　一〇　一一　四

九三　〃　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　一四　四

九四　〇デジタル庁、総務省　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二四　特34　一